

山口市南部地域包括支援センター運営規程  
(指定介護予防支援事業所)

(事業の目的)

第1条 山口市が設置し、社会福祉法人同朋会が受託運営する山口市南部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの担当職員が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 山口市南部地域包括支援センター
- 二 所在地 山口市高木 1596 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤 (社会福祉士と兼務))

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(2) 担当職員

主任介護支援専門員 1名 (常勤)

保健師その他これに準ずる者 1名 (常勤)

社会福祉士その他これに準ずる者 2名 (常勤・管理者と兼務)

介護支援専門員 1名 (常勤)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(3) その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法 (厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定) に従って実施する

(2) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(3) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握

し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

- (4) サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (5) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- (6) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

#### （通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、山口市高富地域、山口市伊自良地域とする。

#### （事故発生時の対応）

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに山口市及び利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### （苦情・ハラスメント処理）

第9条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

#### （虐待防止・身体拘束の廃止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待及び身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止・身体拘束の廃止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

- 3 事業所は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人同朋会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を検討し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月13日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年5月 日から施行する。